

特記仕様書

1 適用

この「令和8年度浄水場関連施設電気計装設備保守点検業務」の特記仕様書は、春日那珂川水道企業団が委託業務として発注する電気計装設備の保守点検作業に適用する。

特記仕様書に定めのない事項については、春日那珂川水道企業団の水道用機械・電気設備保守点検業務委託共通仕様書(令和6年4月)、工事共通仕様書他、その他関係委法令で定めによるものとする。

2 目的

この特記仕様書は、電気計装設備等の機能維持を図るために当該機器の保守点検調整を行い、あわせて劣化等について技術的評価を行い翌年度以降の更新箇所等を報告することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

①浄水場等電気計装設備保守点検

(1)東限浄水場系

那珂川市東限1丁目9-1	東限浄水場
那珂川市王塚台3丁目9	炭焼配水場
春日市大字上白水1309-64	西浦配水場
那珂川市大字山田 1344-1	山田取水場

(2)原町浄水場系

春日市春日6丁目17	春日水源
春日市大字春日 1594-1	大牟田池取水場

(3)埋金浄水場系

那珂川市大字埋金 815-1	埋金浄水場
那珂川市大字市ノ瀬 341-1	埋金取水場
那珂川市大字埋金 299-4	埋金配水場
那珂川市大字別所 510-1	井尻第1取水場
那珂川市大字市ノ瀬 1085-2	猿山川取水場

(4)カメラ設備

那珂川市東限1丁目 9-1	東限浄水場
春日市大字上白水 1-1	白水大池
那珂川市東限1丁目 141-6	城ノ谷川取水場
那珂川市大字上梶原 710-3	上梶原ポンプ場
那珂川市大字別所 544-1	井尻第2取水場

那珂川市大字別所 658-1	西畑川分岐部
那珂川市大字埋金 815-1	埋金浄水場
那珂川市大字市ノ瀬 341-1	埋金取水場
那珂川市大字市ノ瀬 1085-2	猿山川取水場
那珂川市大字市ノ瀬 285-6	下代久事川分岐部

(5)ポンプ室等電気計装保守点検

春日市平田台4丁目 8-3	平田台ポンプ室
春日市星見ヶ丘2丁目 64	星見ヶ丘中継ポンプ室
春日市星見ヶ丘2丁目 195	星見ヶ丘配水場
春日市大谷3丁目 84	大谷ポンプ室

5 点検内容

(1)定期保守

別紙 1「点検項目内容」参照のこと。

点検計器類及び点検回数については、別紙 2 を参照のこと。

(2)流量計移設

流量計の感度調整のため、以下の 4 台を移設する。

東隈5号井流量計、東隈6号井流量計、井尻第 2 取水場流量計、山田取水場流量計

※ すべて東隈浄水場内に設置。

(3)緊急保守

故障等により緊急の要請を受けたときは、速やかに技術者を派遣して復旧を行うものとする。ただし、保守に係る費用は、企業団担当者(以下「担当者」という。)と協議のうえ決定するものとする。

(4)カメラ設備点検

点検項目内容については、担当者と協議のうえ決定するものとする。

6 点検時期

点検時期については、担当者と緊密な連絡のもと、その指示に従うこと。

7 工事に関する事項

①機器寸法及び配置

本仕様書及び設計図書に記載されている寸法及び機器の配置は参考とし、承認図及び施工図により決定するものとする。

②提出図書等

工事共通仕様書に準ずるものとする。また、発注者が必要と認めるもの。

③工事の注意事項

- ・設置後、機器調整・現地試験を実施すること。
- ・電気配管については既設配管を利用できるところは既設利用すること。
- ・機器構成については、参考機器同等品以上とし、なるべく最新のもので、既存シス

テムと連動できるものに限る。同一品種の材料に対しては一社製品を使用するものとする。なお、参考機器とは別の機器の場合、発注者と協議して決定する。また、工事施工前にメーカーリスト等を発注者に提出して、承認を受けるものとする。

④保証期間

保証期間は引渡し後1年以内とし、その期間内に請負者の責任とみなされる原因によって事故(破損及び品質・性能低下等)が生じた場合、無償にて修理又は交換を行い完全に補修しなければならない。但し、天災その他通常乙のみの責と考えられない場合は、別途協議するものとする。

⑤関係法規の適用基準

- 1)労働安全衛生法（労働安全衛生規則）
- 2)電気事業法
- 3)電気設備技術基準
- 4)公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編・電気設備工事編)
- 5)日本産業規格（JIS）
- 6)日本水道協会規格（JWWA）
- 7)日本電気学会 電気規格調査会標準規格（JEC）
- 8)日本電機工業会規格（JEM）
- 9)内線規程
- 10)その他関連法規（国内法規）

10 書類の提出

受託者は、点検終了後、点検結果報告書を作成し、速やかに担当者へ提出すること。

11 事故及び機器の不具合

点検作業時及び終了後、受託者の責任に帰する事故、機器の不具合については、受託者の責任と負担により速やかに処置し、担当者の確認を得ること。ただし、責任の所在が明確でない場合は、その都度担当者と協議の上決定すること。

12 故障発見時の義務

受託者は、点検作業によって不良部品の交換、または、特別の機材を必要とする補修等の故障を発見したときは、担当者に速やかに故障の内容を報告すること。

13 疑義

受託者は、特記仕様書等の内容について疑義がある場合は、担当者と協議を行うこと。

14 その他

この仕様書は、業務の概要を示すものであるが、担当者が管理上特に必要と認めた軽微な業務については、仕様書に記載していない事項であっても実施するものとする。

設備の制御に支障をきたす恐れがある業務については、既存施設の構造、当該計装設備の仕様、特性に熟知した業者もしくは、業者の立合いの下に施工を行うものとする。